

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する告示案
についての意見・情報の募集」の結果について

令和6年4月25日
農林水産省農産局

この度、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する告示案」について、令和6年3月1日から3月31日まで広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いましたところ、案に関する御意見が3件ございました。（その他、今回意見募集の対象とする告示案に関係しない御意見が1件ございました。）

案に関する御意見及びそれに対する考え方を別紙のとおり記載しましたので、お知らせいたします。

なお、公表した案のとおり、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則第十九条第二号ハ及び第四十三条第二号ハの農林水産大臣の定める様式を定める件の一部を改正する件を定めることとしましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。